

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 13 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(免除)</p> <p>第4条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、第2条の規定にかかわらず、事務手数料を免除することができる。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 ……略……</p> <p>3 平成31年度から令和5年度までの電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。<u>以下「公的個人認証法」という。</u>）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード<u>又は公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備</u>を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と通信回線により接続され、証明書等を自動的に交付する機能を有する民間事業者が設置する端末機をいう。）により交付する次の各号に掲げる証明書等に係る事務手数料については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p>	<p>(免除)</p> <p>第4条 市長は、次の各号の<u>一に</u>該当する場合には、第2条の規定にかかわらず、事務手数料を免除することができる。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 ……略……</p> <p>3 平成31年度から令和5年度までの電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を記録した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と通信回線により接続され、証明書等を自動的に交付する機能を有する民間事業者が設置する端末機をいう。）により交付する次の各号に掲げる証明書等に係る事務手数料については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p>

別表第1（第2条・第3条関係）

番号	事務	名称	金額
1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u> の交付	戸籍の謄本若しくは抄本交付手数料又は <u>戸籍証明書</u> 交付手数料	……略……
2	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	……略……	……略……
<u>2の2</u>	<u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸</u>	<u>戸籍電子証明書提供用識別</u>	<u>1件につき</u> 400円

別表第1（第2条・第3条関係）

番号	事務	名称	金額
1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付	戸籍の謄本若しくは抄本交付手数料又は <u>戸籍の全部事項証明若しくは個人事項証明</u> 交付手数料	……略……
2	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	……略……	……略……

	<p>籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び4の2の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍</p>	<p>符号の発行手数料</p>					
--	---	-----------------	--	--	--	--	--

	<p>電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>						
3	<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	<p>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本交付手数料又は除籍証明書交付手数料</p>	<p>……略……</p>	3	<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</p>	<p>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本交付手数料又は除かれた戸籍の全部事項証明若しくは個人事項証明交付手数料</p>	<p>……略……</p>

4	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	……略……	……略……	4	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	……略……	……略……
<u>4の2</u>	<u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定に</u>	<u>除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料</u>	<u>1件につき</u>  <u>700円</u>				

	<p>より同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>						
5	<p>戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若</p>	<p>戸籍に関する届出若しくは申請の受理若しくは届書その他の書類に記載した事項の証明書交付手数料又は戸籍に関する届</p>	<p>……略……</p>	5	<p>戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準</p>	<p>戸籍に関する届出若しくは申請の受理又は届出書その他の書類に記載した事項の証明書交付手数料</p>	<p>……略……</p>

	しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	書等情報の内容証明書交付手数料					
6	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	戸籍に関する届書その他の書類の閲覧手数料又は戸籍に関する届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき  350円	6	若しくは第126条の規定に基づく届出書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付		
7 } 78	……略……	……略……	……略……	7 } 78	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出その他市長の受理した書類の閲覧	戸籍に関する届出その他の書類の閲覧手数料	書類1件につき  350円

附 則



この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和6年3月1日から施行する。

